

消防危第 1 4 4 号

平成 2 0 年 4 月 4 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 } 殿  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

ガソリン等の適正な取扱いに係る啓発用ポスターのホームページへの掲載  
及び当該啓発用ポスターのリーフレット版の送付について

ガソリン及び軽油（以下「ガソリン等」という。）については、買いだめ行為により、防火安全上支障がある事態の発生が危惧されています。このため、「給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け消防危第 59 号）により、かかる状況下における消防法令の遵守等について御指導いただくなどをお願いをしているところですが、このたび、石油連盟及び全国石油商業組合連合会と共同で別添のとおり周知用ポスターを作成しました。

つきましては、当該啓発用ポスター（PDF 形式ファイル）を総務省消防庁ホームページ（ウェブサイト [www.fdma.go.jp](http://www.fdma.go.jp)）のトップページに掲載しましたので、啓発等の資料として積極的に活用願いますとともに、貴職におかれましては、この旨貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

また、近日中に、当該啓発用ポスターのリーフレット版を貴都道府県に送付いたしますので、貴都道府県内の管下市町村へ配布するとともに、当該リーフレット版を自治会等に提供して回覧に供されるなどの活用を働きかけてくださるようお願いいたします。

(連絡先)

消防庁危険物保安室 加藤課長補佐

安藤係長

TEL 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 4 (直通)

FAX 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 4



ご注意

# ガソリンを ポリ容器に入れては ダメ!



火災や爆発事故を招く恐れがあり、大変危険です。  
法律で禁止されています。



石油連盟



全石連



消防庁

住民とともに  
Fire and Disaster Management Agency